明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線設備規則の一部を改正する省令（総務七八）　一

○大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（法務一〇）　二

○特定設備検査規則の一部を改正する省令（経済産業三九）　二

〔告　示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務三一四）　二

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（同三一五）　三

○無線設備規則別表第三号22ただし書の規定に基づく別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局並びにその送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（同三一六）　三

○無線設備規則第四十九条の十六の二第五号ただし書の規定に基づく同号本文の規定を適用しない送信空中線を定める件（同三一七）　三

○国営テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八五）　五

○地すべり防止区域を指定する件（農林水産二三七〇、二三七一）　五

○肥料を登録した件（同二三七二、二三七三）　五

○道路に関する件（北海道開発局九一、九二）　五

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方関係　七

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七

特殊法人等

平成二十四年度裁判所共済組合の決算関係　二九

会社その他

省　令

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十五日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表六の項送信設備の欄㈡中「陸上移動業務の無線局」の下に「（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）」を加え、「、八の項、九の項」を「から九の項まで」に改める。

第四十九条の十六の二第三号中「又は直交振幅変調」を「、直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次の値であること。

イ　占有周波数帯幅が二八八Hz以下のものにあつては、搬送波の周波数から五〇〇Hz離れた周波数の（±）一四四kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

ロ　占有周波数帯幅が二八八Hzを超えるものにあつては、搬送波の周波数から八〇〇kHz離れた周波数の（±）三〇〇kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の十六の二第五号に次のただし書を加える。

ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。